

仕 様 書

1 業務名称

〇〇選挙周知ビラの新聞折込み広告業務委託

2 業務内容

(1) 周知ビラ印刷

- ア. 規格 タブロイド判
- イ. 紙質 再生紙または上質紙 70kg程度
- ウ. 紙色 白色
- エ. 刷り色 両面印刷 表・裏とも4色刷り
- オ. 数量 下記折込みに係る必要数(予備100部)
- カ. 校正 1回
- キ. 印刷内容 原稿データ入稿
- ク. その他 原稿は契約後に本市より提供する

(2) 折込み内容

大阪市内全域(各世帯・各事業所)の新聞5紙(朝日・産経・日本経済・毎日・読売)の朝刊に折込む。

(3) 折込み回数

1回

(4) 折込み部数 850,000部(概数)

(5) 新聞折込み日

本市が指定する日(折込み日の2週間程度前に指示する)

(6) 履行期間

契約日から折込み日後概ね10日まで

3 特記事項

(1) 折込み予定部数の報告

折込み概数を、新聞折込み日の5日(本市の休日を除く)前までに行政委員会事務局選挙部選挙課に報告すること。

(2) 折込み実数報告

業務完了後、速やかに新聞販売店ごとの折込み実行部数内訳報告書を提出すること。

なお、本市の求めがあった場合は、折込み実行部数を証明できる資料を提出すること。

4 その他

(1) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。

(2) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。

- (3) 使用車両に関する特記仕様書を遵守すること。
- (4) 「暴力団等の排除に関する特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (5) 配送料を含む本契約に関する一切の経費を勘案し、契約金額とすること。
- (6) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先：06 - 6208 - 8571)に報告しなければならない。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。